

Ⅱ 調査の概要

1 調査の目的

我が国の農林業の生産構造、就業構造等の実態を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）および農林業センサス規則（平成 20 年政令第 334 号）に基づき実施している。

3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 (注)	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)

(注) 試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他営利を目的としない農林業経営体を除く。

4 調査対象の範囲

農林産物の生産を行うまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）

5 調査事項

(1) 農林業経営体調査

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業労働力
- エ 経営耕地面積等
- オ 農作物の作付面積等および家畜の飼養状況
- カ 農産物の販売金額等
- キ 農作業受託の状況
- ク 農業経営の特徴
- ケ 農業生産関連事業
- コ 保有山林面積
- サ 育林面積等および素材生産量
- シ 林業労働力
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の委託および受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況

6 調査期日

令和7年2月1日現在

7 調査方法

統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員またはオンライン（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））により回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行った。

なお、調査対象が郵送による提出を希望した場合は、郵送により回収する自計調査の方法により行った。

8 2025 年調査の主な変更点

(1) 世帯員の個人別属性情報の把握範囲の変更

個人経営体の経営内部の農業労働力の詳細把握について、農作業に従事しない世帯員の把握を取りやめ、農作業に従事した世帯員のみとした。

(2) 調査項目の新設・追加

- ア 経営主について、経営の開始又は経営継承からの期間
- イ 過去 1 年間の農産物の販売金額及び農業生産関連事業の売上金額について、それぞれに占める輸出金額の割合
- ウ 有機農業の取組について、耕地の実面積及びその内数として牧草地の面積、並びに茶の栽

培面積

エ 農業経営へのデータ活用について、外部サービス・サポート利用の状況

オ 保有山林について、立木販売した実面積及びその内数として主伐面積

(3) 調査項目の廃止

ア 個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況

イ 青色申告の実施状況について、その継続年数

ウ 農業生産関連事業について、常雇い及び臨時雇いの従事日数の合計

エ 農作業受託について、さとうきび作の作業別受託面積

オ 林業経営体の経営内部の労働力について、個人ごとに把握していた生年月及び過去 1 年間のふだんの状況等（代わりとして従事日数階級別に男女別の合計人数を把握）

9 集計方法

全国、都道府県別および市区町村別に単純積み上げにより算出している。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

(ア) 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

(イ) (ア)以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。